

社会福祉法人陽光会定款

認可 平. 3. 9. 5
変更 平. 6. 7. 28 平. 21. 8. 4 平. 30. 8. 23
18. 11. 6 25. 6. 7 31. 4. 1
19. 7. 23 26. 6. 11 令. 2. 4. 1
20. 8. 18 29. 4. 1 令. 4. 3. 4
令. 5. 6. 23

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することによって、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 相談支援事業

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人陽光会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、山形県南陽市宮内1266番地の1に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員8名以上15名以内を置く。

(評議員の選任又は解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任又は解任は、委員会において行う。

- 2 委員会は、監事2名、職員2名、外部委員2名の合計6名で構成する。
- 3 評議員の推薦又は解任の提案は、理事会が行う。
- 4 委員会の運営についての必要な事項は、委員会運営規則による。
- 5 評議員の推薦又は解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を、委員会に説明しなければならない。
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名以上が出席し、かつ、その1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終の定時評議員会の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は、無報酬とする。ただし、役員、委員等に対する費用弁償内規（以下「内規」という。）により費用を弁償することができる。

第3章 評 議 員 会

(構 成)

第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

1. 理事及び監事の選任又は解任
2. 理事及び監事の報酬等の額
3. 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
4. 財務諸表（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
5. 定款の変更
6. 残余財産の処分
7. 基本財産の処分
8. 社会福祉充実計画
9. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

1. 監事の解任
2. 定款の変更
3. その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに関しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第14条 評議員会の議事については、評議員会運営規則で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 7名以上9名以内
 2. 監事 2名
- 2 理事のうち1名を、理事長とする。

3 理事会が必要と認めるときは、常勤の理事（以下「常務」という。）を置くことができる。

（役員を選任）

第16条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 常務は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

4 理事長は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監事監査規則で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の定時評議員会の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

（役員解任）

第20条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

（役員報酬等）

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤する役員は、この限りでない。

2 非常勤の役員には、内規により費用を弁償することができる。

（職員）

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理 事 会

(構 成)

第23条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務については理事長又は常務が専決し、これを次回の理事会に報告する。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事長及び常務の職務の執行の監督
3. 理事長及び常務の選任又は解任

(招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務が理事会を招集する。

(決 議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第27条 理事会の議事については、理事会運営規則で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員 の損害賠償責任の免除

(責任の免除)

第28条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法(以下「社福法」という。)第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第29条 理事(理事長、業務を執行した他の理事又はこの法人の職員でないものに限

る。)及び監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定めた額と社福法第45条の20第4項において準用する一般社団・財団法人法第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

1. 定期預金 1口 100万円

2. 土地

(1)	山形県南陽市宮内字川原田一1251番1	畑	292.00 m ²
(2)	山形県南陽市宮内字川原田二1253番1	畑	97.00 m ²
(3)	山形県南陽市宮内字川原田二1253番2	畑	274.00 m ²
(4)	山形県南陽市宮内字川原田二1254番3	田	1,318.00 m ²
(5)	山形県南陽市宮内字川原田二1256番1	雑種地	1,760.00 m ²
(6)	山形県南陽市宮内字川原田二1256番6	宅地	66.93 m ²
(7)	山形県南陽市宮内字川原田二1256番14	田	1,429.00 m ²
(8)	山形県南陽市宮内字川原田二1256番17	宅地	54.18 m ²
(9)	山形県南陽市宮内字川原田三1256番19	水路	39.00 m ²
(10)	山形県南陽市宮内字川原田三1256番20	宅地	150.64 m ²
(11)	山形県南陽市宮内字川原田三1265番4	宅地	186.72 m ² (持分1/3)
(12)	山形県南陽市宮内字川原田三1265番5	宅地	460.29 m ²
(13)	山形県南陽市宮内字川原田三1267番6	宅地	1,077.10 m ²
(14)	山形県南陽市宮内字川原田三1267番12	畑	1,187.00 m ²
(15)	山形県南陽市宮内字川原田三1267番30	宅地	6.90 m ²
(16)	山形県南陽市宮内字川原田三1270番7	宅地	53.25 m ² (持分1/3)

3. 建物

(1)所在 山形県南陽市宮内字川原田三 1266番地1、1266番地2、1266番地5、1266番地7、1267番地7、1267番地22、1267番地25

山形県南陽市宮内字川原田二 1252番地2、1252番地9、1256番地10

家屋番号 1266番1

種類 研修所

構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床面積 655.36 m²

(2)所在 山形県南陽市宮内字川原田二 1256番地14、1256番地2

家屋番号 1256番14

種類 作業所

構造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床面積 59.62 m²

(3)所在 山形県南陽市宮内字川原田三 1267番地7

家屋番号 1267番7

種類 養護院

構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床面積 282.24 m²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の議を経て、南陽市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、承認は必要としない。

1. 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に対して基本財産を担保に供するとき。
2. 機構と協調融資（機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供するとき。（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、経理規則で定めるところにより、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日ま

で、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 収支計算書（資金収支及び事業活動計算書）
5. 貸借対照表及び収支計算書の附属明細書
6. 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号については、定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 定款
2. 監査報告
3. 理事、監事及び評議員の名簿
4. 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
5. 事業の概要等を記載した書類

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、経理規則により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 解 散

(解 散)

第38条 この法人は、社福法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産によるものを除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選定されたものに帰属する。

第9章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の議を得て、南陽市長の認可（社福法第45条の36第2項に規定する社福法施行規則（以下「規則」という。）第4条第1項に定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の規則で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を南陽市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行規則)

第42条 この定款の施行についての必要な事項は、定款施行規則に定める。

附 則（平成 3. 9. 5認可）

この定款は、山形県知事の認可の日から施行する。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、役員を選任を行うものとする。

理事長	守 谷 俊 雄	理 事	板 垣 正太郎
理 事	須 藤 直 文	〃	佐 藤 忠 宏
〃	石 川 信 美	〃	落合堂 淳 夫
〃	猪 野 明	〃	鈴 木 幸 夫
〃	鈴 木 朗		

監 事 相 田 五 郎 監 事 川 口 政 喜

附 則（平成 6. 7. 28 認可）
この定款の変更は、山形県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成 18. 11. 6 認可）
この定款の変更は、山形県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成 19. 7. 23 認可）
この定款の変更は、山形県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成 20. 8. 18 認可）
この定款の変更は、山形県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成 21. 8. 4 認可）
この定款の変更は、山形県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成 25. 6. 7 認可）
この定款の変更は、南陽市長の認可の日から施行する。

附 則（平成 26. 6. 11 認可）
この定款の変更は、南陽市長の認可の日から施行する。

附 則（平成 29. 1. 27 認可）
この定款の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30. 8. 23 認可）
この定款の変更は、南陽市長の認可の日から施行する。

附 則（平成 31. 3. 25 認可）
この定款の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2. 3. 30 認可）
この定款の変更は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4. 3. 4 議決）
この定款の変更は、令和 4 年 5 月 1 2 日（南陽市長届出日）から施行する。

附 則（令和 5. 6. 2 3 議決）
この定款の変更は、令和 5 年 8 月 2 9 日（南陽市長届出）から施行する。